



平成 23 年 1 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社電算システム
代表者名 代表取締役社長執行役員 宮地 正直
(コード番号：3630、東証第2部/名証第2部)
問合せ先 常務取締役執行役員 町田 孝道
(TEL. 03-3206-1860)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 1 月 28 日開催の取締役会において、平成 23 年 3 月 25 日に開催予定の第 44 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由
会社経営を合理的に運営するため、経営体制を見直すこととし、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を取締役社長から代表取締役に変更するものであります。
2. 変更の内容
変更の内容は、別紙の「定款変更の内容」のとおりであります。
3. 日程
定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 3 月 25 日 (金)
定款変更の効力発生日 平成 23 年 3 月 25 日 (金)

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第1条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> | <p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>予め取締役会で定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>当該代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> |
| <p>第15条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>第15条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め取締役会で定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>当該代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> |
| <p>第24条～第45条 (条文省略)</p> | <p>第24条～第45条 (現行どおり)</p> |